

悪臭規制に係る特定施設の届出について

1. 規制・届出

富山県公害防止条例で定められた悪臭を発生する施設を設置する際は、その特定施設の設置の工事開始の日の60日前までに、特定施設の設置届出を提出しなければなりません。

2. 規制の対象となる地域

富山県全域

3. 悪臭に係る特定施設一覧

用途	施設の名称
1 動物の飼養の用に供するもの 牛 5頭以上 豚 50等以上 はん殖豚 5頭以上 ※豚は生後2箇月未満のものを除く。 鶏 1000羽以上 ※30日未満のひなを除く。	(1) 飼養施設 (2) 飼料調理施設（加熱するものに限る。） (3) ふん尿処理施設
2 と蓄場における汚物の処理の用に供するもの	(1) 汚物だめ施設 (2) 汚水だめ施設
3 死亡獣畜取扱場において用いるもの	(1) 解体施設 (2) 汚物だめ施設 (3) 汚水だめ施設
4 化製場等において用いるもの ※魚介類又は鳥類の肉、皮、骨、臓器等を原料とする飼料等の製造の施設を含む	(1) 原料貯蔵施設 (2) 汚物だめ施設 (3) 汚水だめ施設 (4) 蒸解施設 (5) 乾燥施設
5 獣蓄、魚介類又は鳥類の肉、皮、骨、臓器等を化製場等に供給するもの	原料貯蔵施設

4. 規制基準

工場等の周辺の人々の多数が不快を感じないと認められる程度